

札幌版次世代住宅基準

第1 趣旨

この基準は、札幌版次世代住宅の認定に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、札幌版次世代住宅が満たすべき断熱等基準及び環境配慮に関する要件について定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準の用語の意義は、要綱に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 1 新築住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項の「新築住宅」をいう。
- 2 改修住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- 3 外皮平均熱貫流率 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」（平成28年経済産業省・国土交通省第1号、以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)の「外皮平均熱貫流率」をいう。
- 4 一次エネルギー消費量 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)及び(2)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法により算出された数値から、同令第4条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値により算出した、設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギーからの削減率をいい、次の式により算出する数値とする。
$$\text{設計一次エネルギー消費量} / \text{基準一次エネルギー消費量} \times 100$$

ただし、表1に掲げる一次エネルギー消費量を算出する際に使用する設計一次エネルギー消費量は、太陽光発電設備による発電量を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含むものとする。
- 5 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池その他これに付随する設備で構成されるものをいう。
- 6 蓄電設備 リチウムイオン蓄電池（バインド電池を含む）及びインバーター等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅のエネルギー利用のために使用されるものをいう。

第3 断熱等基準

1 評価事項

評価事項は、断熱性能の水準、省エネルギー性能の水準及び気密性能の水準とする。

2 評価基準（新築住宅）

- (1) 次の表 1 のア欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表のイ欄に掲げる断熱性能（外皮平均熱貫流率）、ウ欄に掲げる一次エネルギー消費量、エ欄に掲げる気密性能（相当隙間面積）の水準を満たすものとする。

表 1 断熱等基準

ア 等級	イ 外皮平均 熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	ウ 一次エネルギー消費量	エ 相当隙間面積 [cm ² /m ²]
プラチナ	0.18 以下	60%*以下	0.5 以下
ゴールド	0.20 以下 (等級 7)	80%*以下 (等級 6 又は誘導基準)	
シルバー	0.28 以下 (等級 6)		
ブロンズ	0.40 以下 (等級 5 又は 誘導基準)		

※太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

1

イ欄の「等級 7」、「等級 6」及び「等級 5」は、それぞれ評価方法基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条の 2 第 1 項の「評価方法基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）をいう。以下同じ。）第 5 の 5－1 断熱等性能等級に定める等級とする。

2

ウ欄の「等級 6」は、評価方法基準 第 5 の 5－2 一次エネルギー消費量等級に定める等級とする。

4

イ欄及びウ欄の「誘導基準」は、基準省令第 10 条第 2 号に規定する基準をいう。

3

エ欄の「相当隙間面積」は、JISA2201:2003 送風機による住宅等の気密性能試験法又は一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の定める住宅の気密性能試験方法により測定した数値による。

3 評価基準（改修住宅）

- (1) 表 1 のア欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表のイ欄に掲げる断熱性能（外皮平均熱貫流率）、ウ欄に掲げる一次エネルギー消費量、エ欄に掲げる気密性能

(相当隙間面積) の水準を満たすものとする。この場合において、表 1 の気密性能の水準で「 $0.5 \text{ cm}^2/\text{m}^2$ 」とあるのは「 $1.0 \text{ cm}^2/\text{m}^2$ 」とする。

第 4 サステイナブル要件

住宅の新築等に当たっては、環境に配慮し、持続可能な次世代の良好な住宅ストックを形成するため、以下の要件を満たすこととする。

1 太陽光発電設備の要件

- (1) 蓄電設備（蓄電池又は電気自動車）と接続すること。ただし、電気自動車と接続する場合には、電気自動車と住宅との間で相互に電力を供給できる V 2 H 充電設備があること。
- (2) 太陽電池モジュールの合計出力が 1.5 kW 以上の設備であること。

2 蓄電設備の要件

- (1) 太陽光発電設備と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池（バインド電池を含む）を使用したものであること。
- (2) 蓄電容量が 2.0 kWh 以上のもの。
- (3) 蓄電池の電気を住宅のコンセントから使用できる設備を設けること。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この基準の適用については、前項の規定にかかわらず平成 28 年 6 月 30 日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。